

令和元年 10 月 8 日より、いわき市立地適正化計画の誘導区域における事前届出制度が始まりました。

都市再生特別措置法に基づく「いわき市立地適正化計画」の公表により

- まちなか居住区域外における一定規模の住宅の建築及び開発行為
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築及び開発行為
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

これらの行為に着手する日の 30 日前までに

いわき市長（窓口は都市計画課）に **届出が必要** です。

1 届出の対象

① 住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）の開発行為・建築等について

まちなか居住区域外^{※1}で、次の行為を行おうとする場合

- 開発行為：3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの
- 建築等行為：3戸以上の住宅を新築しようとする場合
建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

② 誘導施設の開発行為・建築等について

都市機能誘導区域外^{※1}で、誘導施設を対象に次の行為を行おうとする場合

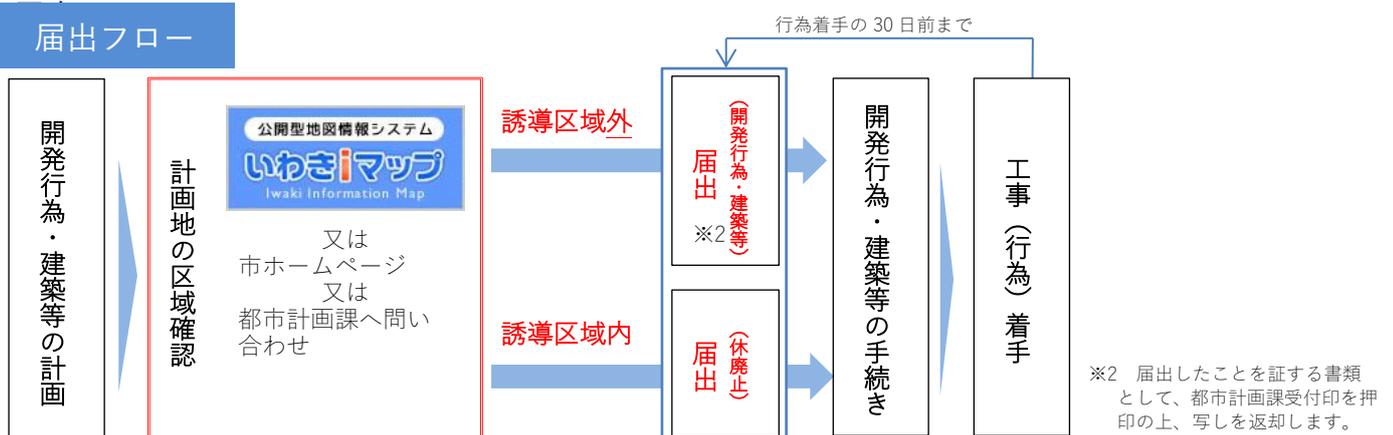
- 開発行為：誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- 建築等行為：誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
建築物を改築又は用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※1 いわき都市計画区域外での建築や開発行為は届出対象外となります。

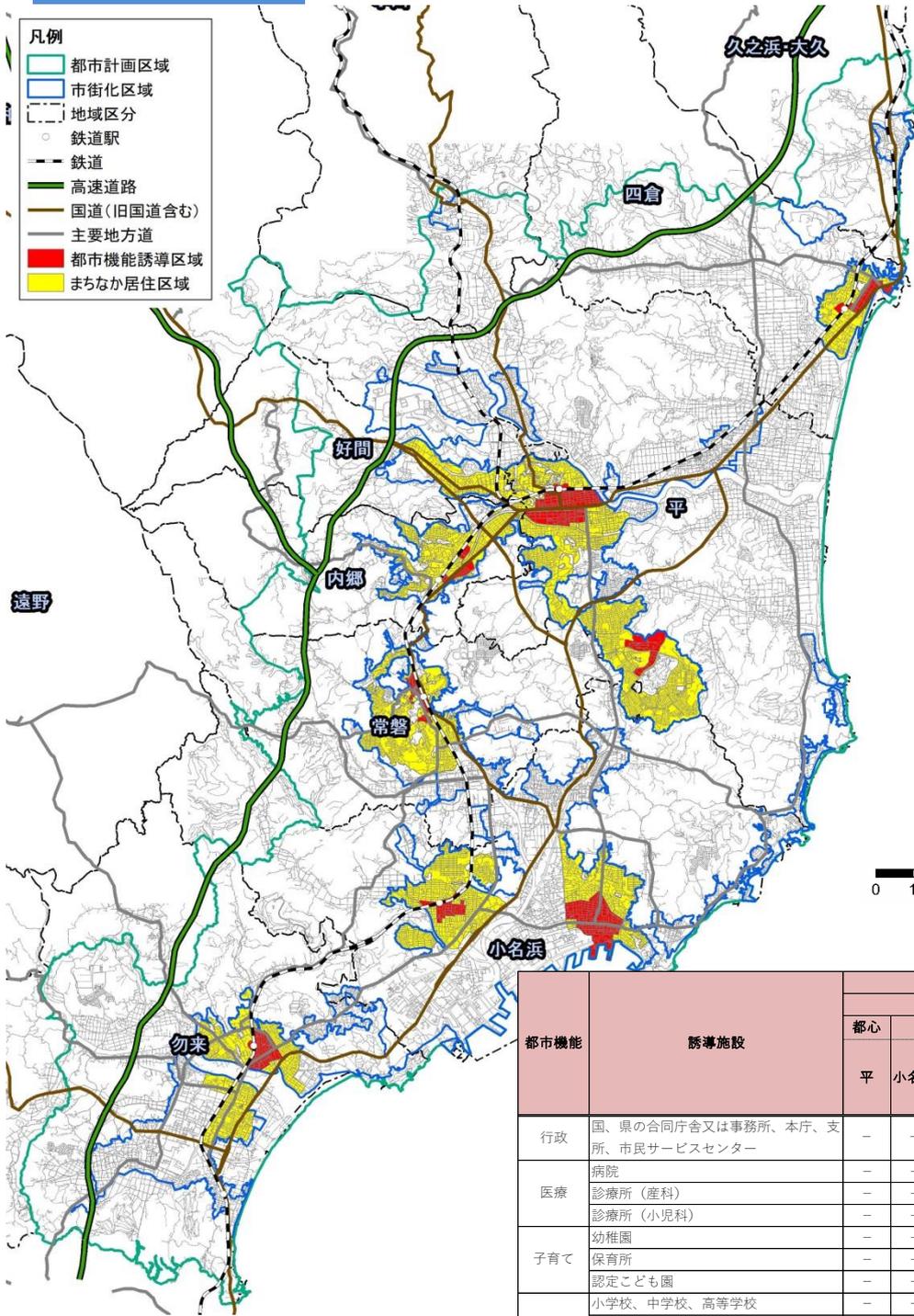
③ 誘導施設の休止・廃止届出について

都市機能誘導区域内で、誘導施設の休止又は廃止を行おうとする場合

2 届出フロー



3 誘導区域図



4 誘導施設

都市機能	誘導施設	届出対象区域 (いわき都市計画区域)							都市機能誘導区域外	
		都市機能誘導区域内								
		都心	広域			地区				
	平	小名浜	勿来	四倉	泉	常磐	内郷	いわきニュータウン		
行政	国、県の合同庁舎又は事務所、本庁、支所、市民サービスセンター	-	-	-	-	-	-	-	-	要
医療	病院	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	診療所 (産科)	-	-	-	-	-	-	-	-	要
子育て	診療所 (小児科)	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	要
教育	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	小学校、中学校、高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	専修学校	-	要	要	要	要	要	要	要	要
文化	短期大学、大学	-	要	要	要	要	要	要	要	要
	図書館	-	-	-	-	要	-	-	要	要
	いわき芸術文化交流館、地域交流センター	-	-	要	要	要	-	要	要	要
高齢福祉	博物館	-	要	要	要	要	要	要	要	要
	複合型スポーツ施設	-	-	-	-	-	-	-	-	要
健康増進	サービス付き高齢者向け住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	健康増進施設 (フィットネスジム等)	-	-	要	要	要	要	要	要	要
商業	生鮮食品等を扱うスーパー	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	個店又はチャレンジ店舗	-	-	-	-	-	-	-	-	要
	総合スーパー	-	-	要	要	要	要	要	要	要
	宿泊施設 (温泉旅館・ホテル)、コンベンション施設	-	-	-	-	要	-	要	要	要
事業所	娯楽施設 (総合アミューズメント施設)	-	-	要	要	要	要	要	要	要
	業務施設等	-	-	-	-	要	-	要	要	要

「-」：休止し届出が必要 「要」：届出必要

注) 上表の他、誘導施設の規模等を別途定めていますので、詳しくは「いわき市立地適正化計画に係る届出の手引」ご確認ください。
 注) 計画公表前のため、今後の都市計画審議会等の審議等により内容を変更する場合があります。
 注) 都市機能誘導区域内であっても、各地区において維持・誘導を図らない誘導施設 (いわき市立地適正化計画を参照) は事前届出が必要です。

詳細は、市ホームページをご覧ください。[いわき市立地適正化計画 届出] で検索
 ご不明な点は、いわき市都市計画課 (TEL: 0246-22-7511) までご連絡ください。